

専門医制度関連規則改定案 新旧対照表

2022.3.28

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱

旧	新
<p>第 27 条の 2 前条第 1 項により専門医の認定が取消された者は、第 17 条の要件を回復し、専門医の再認定審査に合格することで再び認定を受けることができる。再認定審査の方法は別に定める。ただし、前条第 1 項(5)により専門医の認定が取消された者の再認定要件は専門医制度認定委員会で個別に検討する。</p>	<p>(専門医の再認定)</p> <p>第 27 条の 2 前条第 1 項により専門医の認定が取消された者は、第 17 条の要件を回復し、認定取消しの年から 5 年以内に行われる専門医の再認定審査に合格することで再び認定を受けることができる。再認定審査の方法は別に定める。ただし、前条第 1 項(5)により専門医の認定が取消された者の再認定要件は専門医制度認定委員会で個別に検討する。</p>

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門医の認定に関する細則

旧	新
なし	<p>(再認定審査)</p> <p>第4条の2 新制度の専門医の認定を取り消された者が要綱第27条の2により再認定審査を受ける際の手続きと審査方法は、第3条から第9条を準用する。ただし、申請書類のうち第4条の(2)は要しない。また、ポートフォリオの領域と事例数については第5条第2項および第3項を適用せず、第12条第2項を準用する。</p> <p>2 再認定審査におけるポートフォリオは、最後に専門医の認定を受けた時から後の経験に基づいて作成したものとする。</p>

家庭医療専門医の認定に関する細則

旧	新
なし	<p>(再認定審査)</p> <p>第4条の2 専門医の認定を取り消された者が要綱第27条の2により再認定審査を受ける際の手続きと審査方法は、第3条から第9条を準用する。ただし、申請書類のうち第4条の(2)は要しない。また、ポートフォリオ事例報告書の領域と事例数については第5条第2項を適用せず、第12条第2項を準用する。</p> <p>2 再認定審査におけるポートフォリオは、最後に専門医の認定を受けた時から後の経験に基づいて作成したものとする。</p>